

ひょうご楽市楽座企画・運営業務 公募型プロポーザル募集要項

1 目的

2025年に開催される大阪・関西万博の期間中に設置される「尼崎万博P&R駐車場」(以下「P&R駐車場」という。)利用者を主な対象として、その隣接地で、兵庫五国の魅力発信による交流人口の拡大を目的とする「ひょうご楽市楽座」を開催する。

本事業を委託するにあたり、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用するため、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集する。

2 募集概要

(1) 業務名

ひょうご楽市楽座企画・運営業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

(4) 委託上限額

308,759千円(消費税及び地方消費税を含む。)

[年度別上限額]

令和6年度 63,910千円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和7年度 244,849千円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) スケジュール

令和6年6月13日(木) 募集要項等の公表・配布

6月25日(火) 質問書の提出期限

7月2日(火) 質問書に対する回答期限

7月12日(金) 参加申込書・企画提案書の提出期限

7月中旬 審査委員会(プレゼンテーション審査)

7月下旬 契約締結、事業開始

※プレゼンテーション審査日程等については、後日通知する。

3 応募資格

プロポーザルに応募することができる者は、単独企業又は本業務受託のために複数の企業で組織された共同企業体(JV)とする。

(1) 単独企業

ア 法人格を有し、業務を適切に遂行できる能力があること。

- イ 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
 - ウ 業務の実施にあたり、兵庫県や兵庫県との協議で決定するアドバイザー等との打ち合わせ等に適切に対応できること。
 - エ 公示日から遡って過去 10 年の間に、国、地方公共団体のいずれかから元請けで受託した運営期間 30 日以上 of 類似の業務を行った実績を有すること。(類似の業務とは、ブース出展等を伴うイベントにおける会場設営や運営等を指す。)
 - オ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
 - ②必要書類（6（1）に掲げる書類をいう。）の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - ④兵庫県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - ⑤宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
 - ⑥暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者
- (2) 共同企業体（JV）による参加
- ア 全ての構成員が、3（1）ア～ウ、オに掲げる要件を満たしていること。
 - イ 構成員のいずれかが、3（1）エに掲げる要件を満たしていること。
 - ウ 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体（JV）の構成員を兼ねておらず、単独企業での参加もしていないこと。

4 募集要項等の配布

- (1) 配布開始日
令和 6 年 6 月 13 日（木）
- (2) 配布方法
兵庫県ホームページからダウンロード
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk61/hyogo-rakuichi.html>

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、「質問書」（様式 6）により提出すること。

- (1) 受付期間
令和 6 年 6 月 13 日（木）から令和 6 年 6 月 25 日（火）午後 5 時まで

(2) 質問の提出方法

電子メールにて事務局に提出

E-mail : sdgs-suishin@pref.hyogo.lg.jp

(3) 留意事項

件名に「企画・運営業務プロポーザルに関する質問」と記載すること。

(4) 質問に対する回答

令和6年7月2日（火）に全ての質問者に同一の回答を配布するとともに、県のホームページに回答を掲載する。ただし、関係者等への確認を要する質問で、期限までに回答できない場合、その質問に関する回答のみ後日行う可能性がある。

6 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

	書類名	様式	部数
ア	参加申込書	1	正本1部
イ	会社概要	2	正本1部
ウ	役員等に関する調書	3	正本1部
エ	参加資格を有していることを証明する書類		正本1部
	①法人登記簿謄本	—	
	②定款又は寄附行為	—	
	③納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの）	—	
	・消費税及び地方消費税の納税証明書		
	・都道府県税（全税目）の納税証明書（兵庫県に事務所が所在する場合のみ）		
	④財務諸表（直近1ヶ年のもの）	—	
	・貸借対照表		
	・損益計算書		
	・株主資本等変動計算書		
	⑤運営期間30日間以上の類似の業務実績	4	
	以下は共同企業体で参加の場合のみ		
オ	共同企業体協定書 ※代表構成員に参加申込の権限を付与すること。	任意	写し1部
カ	共同企業体届出書	5	正本1部

(2) 留意事項

ア 共同企業体（JV）として参加する場合、全ての構成員が、(1) イ～エ①～④に掲げる書類を提出すること。

イ 共同企業体（JV）として参加する場合、構成員のいずれかが、（１）エ⑤に掲げる書類を提出すること。

（３）提出先

11 に記載の事務局

（４）提出方法

持参又は郵送による（郵送の場合は配達したことを証明できるものに限る）。

※持参の場合の受付時間は、土日を除く各日の午前9時から午後5時まで。

（５）提出期限

令和6年7月12日（金）午後5時（必着）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

7 企画提案書の作成及び提出

（１）提出書類

	書類名	様式	部数
ア	企画提案申込書	7	正本1部
イ	企画提案書 A3版8枚以内（表紙を除く） 片面使用とすること ※審査基準（8（2））に沿った提案を行うこと	任意	正本1部 副本11部
ウ	本業務の実施体制	任意	正本1部 副本11部
エ	同種・類似のイベント運営に関する業務実績	任意	正本1部 副本11部
オ	業務実施工程表	任意	正本1部 副本11部
カ	本業務受託参考見積書	任意	正本1部 副本11部

（２）留意事項

ア 提出する案は、各法人1提案に限る。

イ 使用する文字は、11ポイント以上とすること。

ただし、注釈はこの限りではない。

ウ 提出期限後の必要書類の訂正、追加及び再提出は認めない。

エ 必要書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

オ 必要書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。

カ 必要書類は審査のためにのみ使用し、審査結果にかかわらず応募者に返却しない。

キ 提出書類（１）イ～カについて、副本には企業名及び企業ロゴを表記しないこと。

ク 提出書類（１）イ～カについて、ページ番号を記載すること。

- ケ 企画提案書は全て片面印刷で作成すること。
- (3) 企画提案にあたって参考とすべき資料
 企画提案書の作成にあたり、以下の資料を参考とすること。
 ・令和6年6月12日記者発表資料
- (4) 提出先
 11に記載の事務局
- (5) 提出方法
 持参又は郵送による（郵送の場合は配達したことを証明できるものに限る）。
 ※持参の場合の受付時間は、土日を除く各日の午前9時から午後5時まで。
- (6) 提出期限
 令和6年7月12日（金）午後5時（必着）
 ※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

8 審査の方法

(1) 審査の方法

ア 事務局が参加資格の確認を行い、これを通過した者のみ、プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）において提案内容を審査する。

イ 審査会では、提案者によるプレゼンテーションを求める場合がある。この場合、参加資格を有する提案者に対して、審査会の日程・場所等を別途通知する。

なお、プレゼンテーション実施にあたっては審査基準（8（2））に沿った提案を行うこと。

ウ 8（2）の審査基準に基づき、審査会による審査を行い、業務を委託する契約候補者（及び次点者）を決定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を契約候補者とする。

エ プロポーザル参加資格を有する提案者が1者の場合においても審査を実施するものとし、審査の結果、60%以上の得点（60点以上）を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者とする。

(2) 審査基準

審査項目	審査基準	配点
A 企画提案内容	① 「7（3）企画提案にあたって参考とすべき資料」及び仕様書と合致した内容となっているかどうか。 ② 尼崎万博P&R駐車場利用者の来場を促す提案がなされているか。 ③ 集客に効果的なコンテンツなどの提案がなされているか。 ④ 事業全体を通じた広報戦略について、具体的かつ効果的な提	40

	案がなされているか。 ⑤ 再生可能エネルギーの活用など SDGs に資する取り組みが提案されているか。 ⑥ 民間企業等からの協賛金・協賛品の募集について現実的な提案がなされているか。	
B 実施体制 スケジュール	・業務の実施に当たり、明確な責任体制に基づいた適切な実施体制や人員配置がとられているか。 ・適切に実施できる計画的なスケジュールであるか。	20
C 類似業務実績	・企画・運營業務について、類似の実績を豊富に有しているか。	20
D 経費	・業務内容に見合った適切な経費になっているか。	10
E 全体評価	・事業目的等を正しく理解し、提案内容が仕様書の内容と合致しており、事業に関する理解・知識が十分にあるか。	10
合計		100

(3) 審査結果

審査結果は、審査後、事務局から速やかに全応募者に通知するとともに、県のホームページで公表する。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札参加停止等の措置を講じることとする。

- ア 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- イ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- ウ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9 業務の内容等

- (1) 県は、契約の相手方と委託業務内容等について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と契約の相手方双方で確認の上、委託業務内容等を修正し、又は変更することがある。
- (2) 契約の相手方は、9（1）の協議・調整を行った業務の内容を記載した業務計画書を県に提出すること。なお、業務の実施にあたっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。
- (3) 契約の相手方が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払いを停止し、又は契約の相手方に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

10 その他留意事項

- (1) 提案を取り下げの場合は、辞退届（様式8）を提出すること。
- (2) 契約候補者は、当該業務の実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。
- (3) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (4) 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。
また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。
なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。
- (5) 秘密の保持
 - ア 受注者は業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
 - イ 本業務の遂行に当たって収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底、電子データのパスワード設定等、万全なセキュリティ対策を講じなければならない。
 - ウ 本業務の遂行に伴い取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適正な管理のため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- (6) 契約候補者は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

11 事務局

兵庫県企画部 SDGs 推進課 上田、大橋

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 078-362-4233（直通）

E-mail : sdgs-suishin@pref.hyogo.lg.jp